

札幌市告示第 284 号

令和 4 年札幌市告示第 3009 号による要措置区域等の指定について、当該要措置区域において講ずべき指示措置を次のとおり変更する。

令和 5 年（2023 年）1 月 20 日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 当該要措置区域において講ずべき指示措置
（変更前）原位置封じ込め又は遮水工封じ込め
（変更後）地下水の水質の測定